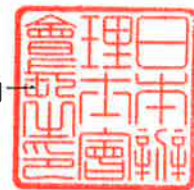


平成24年4月26日

経済産業省製造産業局
模倣品対策・通商室 御中

日本弁理士会
会長 奥山 尚



今後のEPA交渉開始に向けた準備作業への協力依頼（模倣品対策関係）
（回答）

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、国際知的財産保護フォーラムを通じてご連絡いただきました標記につ
きまして、添付のとおり、当会から意見を提出いたします。

よろしくご査収ください。

敬具

問合せ先：

業務国際課 遠藤

TEL：03-3519-2703 FAX：03-3581-1205 Email：m.endo-jpaa@nifty.com

我が国が大市場国との経済連携で実現したいルール(模倣品対策)

国 (ルール又は市場アクセスの改善を要望する具体的国名)	関連業界 (ルール又は市場アクセスの改善を要望する具体的業)	実現したいルール (改善を要望したい市場アクセス、規定したいルールを記入)	背景(事例)、理由	ルールの実現により見込まれる効果 (ルールの実現によって見込まれる効果について記入。また、各対象国における海外展開の実績や今後の予定等)	既存のEPA(我が国EPA及び第三国間EPA)での規定の有無・内容
記入例					
ベトナム等	産業界全般	模倣品・海賊版の取り締まりの強化 (侵害品処分費用の国庫/侵害者負担:国境措置により差し止められた物品の保管及び廃棄の費用を、政府あるいは侵害者負担とする)	国境措置により差し止めされた物品の保管及び廃棄の費用を政府あるいは侵害者負担とすることに対するニーズが高い。 ベトナムにおいては、廃棄を迅速に行うためには権利者が処分費用を負担するのが実情。	我が国の模倣品被害総額:1.083億円(2009) (出典:特許庁「2010年度模倣被害調査報告書」)	日瑞EPAでは、権利者が保管・廃棄の費用を負担する必要がない旨規定。
以下にご記入下さい					
1	シンガポール	個別貨物ごとの差止申立制度を廃止し、1つの申立で時期・場所異なる複数貨物の差し止めが可能となる制度を導入すべきである。	シンガポールでは、個別貨物ごとの差止申立が求められ、申立書で特定した通関ポイントについてのみ申立の効力が及ぶ。しかし、個別の貨物の特定を権利者が行うのは実際上困難がある。	具体的貨物を特定せずとも、侵害疑義物品の特徴等を特定することで差止が実現されれば、権利者の負担を大きく軽減することになる。	
2	諸国	手荷物として模倣品が持ち込まれ、個人使用目的の少量貨物であることを理由に取り締まりを免れている状態に対する罰則を導入すべきである	少量貨物については水際措置の例外とすることが認められているが、各国で、手荷物として模倣品が持ち込まれ、個人使用目的の少量貨物であることを理由に取り締まりを免れている実態がある。		
3	諸国	輸出貨物・通過貨物の差止権限を税関に付与することを義務づける。	実際に模倣品が輸入貨物として通関した段階でなければ取り締まりができなければ、国際的な流通を阻止できない。		
4	中国	税関差止物品の保管・廃棄費用の権利者負担の廃止し、少なくとも侵害認定された場合の、当該費用を侵害者から回復できる制度を導入する。	中国では、保管・廃棄費用が権利者負担とされ、当該負担をおそれて権利者が権利訴求しないケースがみられる。		
5	中国	不正商標使用のケースで、税関・裁判所が、侵害部分の除去のみで商流に戻すことを認める制度を廃止する。	TRIPS協定では、例外的場合を除いて、不正商標使用のケースで侵害部分を除去するだけで商流に戻すことを禁止している。中国・日本では、例外的場合に限らずにそのような行為が行われている。		

※複数国ある場合は、該当する国を全て記載

※直接的な影響額を計算することが困難な場合には、市場規模等の間接的な数字を可能な限り記載

ASEAN(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア)から選定